

第5章 環境保全のための措置

本事業では、工事中及び供用時の環境影響要因に対し、環境保全目標を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り低減するために、種々の環境保全のための措置を講じる計画である。環境保全のための措置の内容を表5-1に示す。

表5-1(1) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
地球環境	温室効果ガス	施設の稼働（供用時）	・排水処理に用いる脱水機はエネルギー効率が、可能な限り高い機器を導入する。 ・排水処理棟の照明、プラント設備等は、可能な限り省エネルギー型のものを導入する。 ・空調設備は高効率型空調設備を導入する。 ・建築設備で使用する空調冷媒は従来の冷媒よりも地球温暖化係数が小さい冷媒（R32を予定）を使用する。 ・長沢浄水場内（雨水調整池等の屋根）に太陽光発電の再生可能エネルギーを導入し、有効利用している。
大気	大気質	建設機械の稼働（工事中）	・工事の実施に当たっては、適切な工程管理を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・建設機械に過剰な負荷をかけないように努める。 ・建設機械の不用意なアイドリングを行わないように周知・徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・粉じん対策として、必要に応じて散水等を実施する。 ・既設排水処理棟の解体作業時において、大気汚染防止法や石綿障害予防規則の他、「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に準拠し適切に除去を行う。
騒音・振動・低周波音	騒音	建設機械の稼働（工事中）	・工事の実施に当たっては、適切な工程管理を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械は、可能な限り最新の低騒音型機械を使用する。 ・建設機械に過剰な負荷をかけないように努める。 ・建設機械の不用意なアイドリング、クラクション等を行わないように周知・徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・騒音対策として、必要に応じて防音シートを設置する。
		施設の稼働（供用時）	・脱水処理設備は建屋内に設置する。 ・設備が集中する1階の壁はRCとする。 ・排水処理棟の設備機器については、定期的な整備点検を行い、整備不良等による騒音を防止する。
	振動	建設機械の稼働（工事中）	・工事の実施に当たっては、適切な工程管理を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械に過剰な負荷をかけないように努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。
		施設の稼働（供用時）	・振動の発生源となる機器は、基礎に設置するなどの適切な防振対策を行う。 ・設備機器については、定期的な整備点検を行い、整備不良等による振動を防止する。

表 5-1 (2) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
廃棄物等	産業廃棄物	工事の影響 (工事中)	・ 工事に伴い発生する産業廃棄物は可能な限り再生利用を図り、コンクリート等は再資源化、鉄材は有価物として売却し、それぞれ極力再生利用し、廃棄物の発生量を低減する。 ・ 発生する建設廃棄物は、作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて処理に適した業者に委託することにより極力資源化を行う。 ・ 産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を行う。 ・ アスベストまたはそれを含有する建材については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に準拠し適切に処理する。
	建設発生土	工事の影響 (工事中)	・ 建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散により、沿道への粉じん等の影響が生じないように荷台カバー等を使用する。 ・ 工事にあたっては、粉じんの飛散を防止するために、必要に応じて散水やシート掛け等を行う。 ・ 工事にあたっては、必要に応じて、運搬時のタイヤ洗浄を実施する。
景観	景観、圧迫感	建設物等の存在 (供用時)	・ 施設の詳細な計画にあたっては、建物高さをできるだけ低く抑えるように配慮する。 ・ 川崎市景観計画、公共空間景観形成ガイドラインに基づき、色彩等の配慮を行う。
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	施設の稼働 (供用時)	・ 燃料及び潤滑油等の油類の管理は、現在の計画では消防法の届出は不要であるものの、供用後に該当するような事象が生じた場合は、関係法令等を遵守する。 ・ 緊急時の対策は、「長沢浄水場管理指針」における事後処置の手順に従い、適切に行う。 ・ 緊急時の連絡体制は、既存施設の組織体制を参考とし、適切に作成する。 ・ 油類の取り扱いにおける有害性・危険性や緊急時の対応等について、安全データシートの保管、更新及び訓練を行う等、周知徹底を図る。 ・ 燃料及び潤滑油等の油類の漏洩対策を適切に実施する。